

# 平成 31 年度 大田区介護保険サービス事業者等指導実施方針

31 福福発第 10032 号  
平成 31 年 4 月 4 日  
福 祉 部 長 決 定

大田区介護保険サービス事業者等指導実施要綱（平成 22 年 4 月 20 日付 22 福介発第 10102 号区長決定。以下「要綱」という。）第 4 条第 2 項の規定に基づき、以下のとおり、平成 31 年度における指導に関する実施方針を定める。

## 1 指導目的

本実施方針に基づく指導は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）における居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを提供する事業者（法第四十五条第一項に規定する住宅改修を行う者を含む。以下「介護保険サービス事業者等」という。）に対し、関連法令、通達等の遵守を徹底させることにより、介護保険サービス事業者等の育成及び支援を行うとともに、当該サービスの質を向上させ、また当該サービスに係る介護給付及び予防給付の適正化を図ることを目的とする。

## 2 指導項目

実地指導に当たっては、原則として、あらかじめ日時、場所等を文書により介護保険サービス事業者等へ通知する。あらかじめ通知したのでは当該事業所等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に文書により通知するものとする。

- (1) 人員、設備及び運営に関する基準の遵守
- (2) 介護給付費の算定及び取り扱い

## 3 指導の重点項目

介護保険サービス事業者等が、健全かつ円滑な事業運営を確保できるよう、以下の事項を重点的に指導する。

### (1) 「虐待防止」の徹底

介護サービス利用者の尊厳の保持は重要であることから、身体拘束の廃止や虐待の未然防止に向けた取組み（やむを得ず身体拘束を行った場合の記録の作成、身体拘束等の適正化のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等）が図られているか。

### (2) 人員基準

ア 人員基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。

イ 架空職員により人員基準を満たしているような状況はないか。

ウ 有資格者により提供すべきサービスが無資格者により提供されていないか。

### (3) 設備基準・運営基準関係

- ア 事業の運営を行うために必要な設備等を備え、適切に使用しているか。
- イ サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意（個人情報利用を含む。）が適切に行われているか。
- ウ 個別サービス計画の作成、見直し及び記録等が個々の実態に即して処理されているか。
- エ 非常災害対策として、地震、火災、風水害等の想定される非常災害に対する事業継続を意識した具体的計画を作成し、定期的な避難・救出訓練を実施しているか。
- オ 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。苦情は、事業者全体で情報共有するとともに、サービスの質の向上に向けた取組みを適切に行っているか。事故は、内容を正確に記録し、事業者全体で原因の究明及び実効性のある再発防止対策を講じているか。
- カ 通所介護等における日常生活費に要する費用の取扱いが適切に行われているか。

### (4) 介護報酬関係

介護保険法改正等を踏まえた介護報酬算定に関する告示を適切に理解したうえで、加算・減算等の基準に沿って介護報酬が請求されているか。

### (5) 計画の適切な作成

ケアプランでは、介護保険制度の基本理念を実現する上で重要であり、利用者の選択に資するよう、地域のサービス情報を公正中立に提供し、利用者の日常生活全般を支援する観点から、適切に作成しているか。医療をはじめとする他機関との連携を積極的に図るとともに、個別の介護保険サービス事業所に適切な時期に交付しているか。

個別のサービス計画では、ケアマネジメントが、利用者個々の環境や希望などを把握し、利用者の自立を支援し、状態の悪化をできるだけ防止する視点で、アセスメントからモニタリングまで所要のプロセスを適切に行っているか。

### (6) 介護職員の処遇改善

介護職員処遇改善加算の算定条件に合致しているか。また、介護保険サービス事業者等の管理者が、キャリアパス要件等の内容を理解し、介護職員処遇改善計画を適切に周知されているか。

### (7) 業務管理体制

介護保険サービス事業者等は、介護サービス利用者の人格を尊重するとともに、介護保険法等を遵守し、忠実にその職務を遂行する義務の履行が確保されるよう、業務管理体制を整備し、適切に届出を行っているか。

## 4 指導実施形態

### (1) 集団指導

基本的に年3回実施する。1回目、2回目は介護保険課が実施する事業者連絡会を活用し、3回目は事業種別毎に個別に実施する。

## (2) 実地指導

実地指導は、原則として2名以上の指導班を編成し、介護保険サービス事業者等において、設備の確認や関係書類の閲覧を行うとともに、関係者から関係書類等の説明を求め面談方式により実施する。当初計画は別に定める「大田区介護・障害サービス事業者実地指導実施計画」のとおりとする。

ただし、緊急に指導の実施を必要とする場合や、合同指導においては、この限りではない。

## 5 指導対象事業者の選定

- (1) 地域密着型サービス事業所（大田区指定）のうち、平成29年度に新規指定及び更新を受けた事業所を中心に選定。
- (2) 居宅介護支援事業所のうち、平成29年度に新規指定及び更新を受けた事業所を中心に選定。
- (3) その他、東京都指定の事業所（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、通所介護等）のうち、平成29年度に新規指定及び更新を受けた事業所を中心に選定。
- (4) 事業者等からの通報等による突発的な虐待や、不正請求が疑われ、実地指導が必要と認められる事業所。
- (5) その他、過去実地指導を行っていない事業所及び前回指導から一定期間間隔の開いている事業所から選定。
- (6) 集団指導への参加状況が良好でない事業所から選定。
- (7) その他の事情により実地指導が必要と認められる事業所。

## 6 関係機関との連携

- (1) 東京都とともに、介護保険サービス事業等の適正化について、事業者指導の立場から連携を図る。
- (2) 必要に応じ、東京都との合同検査を実施する。
- (3) 計画によらない突発的な指導案件が発生した場合には、介護保険課、高齢福祉課、東京都等と連携を図る。

以上